



茨城労働局発表
平成29年11月10日(金)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室		
	室長	熊岡 秀織	
	室長補佐	斉藤 弘行	
	電話	029-224-6216	

茨城県特定（産業別）最低賃金が改正されます ～12月31日（日）から効力発生予定～

茨城労働局は、鉄鋼業など四つの茨城県特定最低賃金を改正し、24日に官報公示する予定です。

改正後の特定最低賃金は「鉄鋼業」が時間額892円、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」が時間額859円、「計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業」が時間額855円、「各種商品小売業」が時間額828円です。四つの特定最低賃金は、いずれも本年12月31日に効力が発生します。

なお、18歳未満または65歳以上の者、雇入れ後6月未満の者であって技能習得中の者、清掃・片付けの業務等に主として従事する者については、特定最低賃金の対象から除外され、「茨城県最低賃金」の時間額796円が適用されます。

詳しくは、茨城労働局賃金室 ☎029（224）6216 または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

(別表)

茨城県特定（産業別）最低賃金時間額、効力発生予定日

件名	時間額 (引上げ額)	効力発生 予定日
鉄鋼業	892円 (21円)	平成 29.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (機械器具製造業等)	859円 (18円)	平成 29.12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 (電気・精密機械器具等製造業)	855円 (18円)	平成 29.12.31
各種商品小売業	828円 (17円)	平成 29.12.31

(参考)

茨城県特定（産業別）最低賃金別適用範囲

※ 下表の適用事業所数及び適用労働者数は、平成 26 年経済センサス-基礎調査に基づく「都道府県・産業・常雇規模別事業所数及び労働者数表」等を基礎資料として、平成 28 年 12 月 1 日現在の値を推計したものの。

件 名	適用範囲
鉄鋼業 適用事業所数 218 (※) 適用労働者数 10,191 (※)	<p>1 適用する使用者 茨城県の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>イ 清掃又は片付けの業務</p> <p>ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務</p>
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 適用事業所数 1,057 (※) 適用労働者数 32,001 (※)	<p>1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者</p> <p>(1) はん用機械器具製造業</p> <p>(2) 生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）</p> <p>(3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）</p> <p>(4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）まで掲げる産業に分類されるものに限る。）</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>イ 清掃、片付け又は賄いの業務</p> <p>ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務</p> <p>ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務</p>

<p>計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業</p> <p>適用事業所数 940 (※)</p> <p>適用労働者数 35,603 (※)</p>	<p>1 適用する使用者 茨城県の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者</p> <p>(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）</p> <p>(2) 医療用機械器具・医療用品製造業</p> <p>(3) 光学機械器具・レンズ製造業</p> <p>(4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）</p> <p>(5) 電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）</p> <p>(6) 情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）</p> <p>(7) 時計・同部分品製造業</p> <p>(8) (1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>(9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。）</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>イ 清掃、片付け又は賄いの業務</p> <p>ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務</p> <p>ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務</p>
<p>各種商品小売業</p> <p>適用事業所数 47 (※)</p> <p>適用労働者数 5,382 (※)</p>	<p>1 適用する使用者 茨城県の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p>